第明三治十二種十五郵年便三物月三十一認日可

平成２３年（フ）第８６１号
埼玉県所沢市大字上安松178番地　メゾンドアムール102、前住所埼玉県所沢市大字下安松795番地の１　サンパレス101
破産者　田代　正俊
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３０２号
横浜市港南区笹下５丁目11番33号　ハイツ若松203、開始決定時の住所横浜市港南区港南１丁目３番31―303号
破産者　有村　鉄藏
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５１号
名古屋市名東区牧の里３丁目501番地　県営高針住宅５棟504号
破産者　鈴村興業こと　鈴村　　亮
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９５号
名古屋市緑区左京山1206番地　コンセール左京山502号
破産者　高橋　　朗
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２９号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246番1081、住民票上の住所名古屋市名東区貴船１丁目139番地　ＯＡＫ・１　３Ｃ号
破産者　伊藤　清光
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３６号
京都市北区衣笠街道町32番地１　イースタン平野路404、前住所京都市上京区寺之内通千本西入下る柏清盛町994番地13
破産者　村田　能克
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６７号
広島県東広島市西条大坪町11番27―403号　ラルクビル
破産者　波多　愼治
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６８号
青森県むつ市横迎町２―８―６　民宿若菜、住民票上の住所青森県下北郡風間浦村大字下風呂字滝ノ上79番地
破産者　小山　政博
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
岩手県一関市大東町摺沢字街道下20番地11、前住所岩手県一関市三関字白崎１番地70
破産者　伊藤　公夫
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１５０号
山形県米沢市城西４丁目５番34号
破産者　阿部　　正
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１１６号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3114番地の８
破産者　清水　淳子
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１２５号
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町395番地29
破産者　佐藤　良三
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６９号
群馬県太田市新島町880番地
破産者　倉林　一郎
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０８８号
神奈川県鎌倉市上町屋763番地１　興亜町屋ハイツ203号、申立時の住所神奈川県鎌倉市笛田１丁目６番１号
破産者　鈴木　正男
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４８号
横浜市磯子区丸山２丁目13番11―106号
破産者　佐々木周蔵
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８６号
横浜市青葉区つつじが丘23番地18　大竹マンション２Ｆ
破産者　青木　一明
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１８１号
横浜市旭区善部町55番地の２
破産者　宮田　満士
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１９６号
神奈川県高座郡寒川町倉見391番地
破産者　佐橋　健二
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０１号
東京都立川市富士見町６丁目５番208号
破産者　天野　嘉英
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部